

道路運送法第9条第4項及び
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1. 協議が調っている路線又は営業区域

(系統新設に係る路線：既存路線)

綾瀬車庫～宮原南～光友会入口～慶応大学～湘南台駅西口

(別紙路線・系統図のとおり)

(廃止)

瀬郷公民館～御所見総合クリニック～打戻大仲

宮原～御所見総合クリニック

(別紙路線・系統図のとおり)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

(新設)

綾瀬車庫～宮原南～光友会入口～慶応大学～湘南台駅西口

(別紙路線・系統図のとおり)

(廃止)

長17系統 ・ ふ01系統 ・ ふ02系統 ・ ふ03系統

(別紙路線・系統図のとおり)

3. 運行系統毎の運行回数

(別紙時刻表のとおり)

4. 車両概要

・乗車定員 78人(最大のものとして)

・使用車両数 2両

・予備車 綾瀬車庫所属の車両を使用

5. 運行の態様について

路線定期運行

6. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

別紙運賃料金表及び適用方のとおり

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

平成26年9月1日以降の運行開始とする。

(2) その他条件

- ・上記系統の運行開始は、長17系統、ふ01～03系統の運行廃止と同時とする。
- ・路線の廃止とは別に、荒井北、盛岩寺前、打戻二ノ町のバス停の廃止を上記系統の運行開始と同時に実施する。
- ・運行を行う神奈川中央交通株式会社及び藤沢市は、関係する地域の住民に対して必要な情報提供を事前に提供する。
- ・運行回数については、今回の運行回数を下回ることがないものとして、地域の住民等に提示したうえ、神奈川中央交通株式会社及び藤沢市での協議を行い、決定する。合意した運行回数については、藤沢市地域公共交通会議に事後的に報告する。

平成26年(2014年) 6月25日

藤沢市地域公共交通会議

会長 岡村 敏之





路線・系統図 (広域)

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表(現金)

整理番号	綾新1
------	-----

(復路)

湘南台駅西口 ~ (慶応大学・瀬郷経由) ~ 綾瀬車庫間

【消費税転嫁方法】

上限運賃額から、消費税額を控除した税抜運賃に改定税率(8%)を乗じて算出。

- 基準賃率
(現行) 31 円 70 銭
(改定) 31 円 70 銭 (消費税5%込み)
- 運賃計算賃率
2.0kmまで 基準賃率の2倍
2.1km~ 5.0km 基準賃率
5.1km~10.0km 基準賃率×0.9
10.1km~15.0km 基準賃率×0.8
15.1km以上 基準賃率×0.7

3. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	軒程

4. 備考

堂の前を区界として設定したため、運賃右側の[]表記が従前の会議で告示した運賃となります。

		(往路)					(復路)	
		湘南台駅西口					湘南台駅西口	
	工業団地入口	180	170	180	170	180	170	180
	遠藤	180	170	180	170	180	170	180
	慶応大学	180	170	180	170	180	170	180
	打戻大仲	180	170	180	170	180	170	180
	堂の前	180	170	180	170	180	170	180
	宮原	180	170	180	170	180	170	180
	用田神社入口	180	170	180	170	180	170	180
	女坂	180	170	180	170	180	170	180
	綾瀬車庫	180	170	180	170	180	170	180
		1.3	2.4	4.0	5.9	6.9	8.4	9.5

申請上限運賃
現行上限運賃
変更実施運賃
現行実施運賃
実料

綾12に調整

綾34に調整

綾2に調整

時刻表

	24004 長後駅西口～(下土棚)～宮原南				
系統名	24043 湘南台駅西口～(笹久保)～綾瀬車庫				
	(新設) 湘南台駅西口～(慶応大学・宮原南)～綾瀬車庫				
駅別		湘20			(新設)
時刻		湘南台駅西口 笹久保 綾瀬車庫	綾瀬車庫 笹久保 湘南台駅西口	湘南台駅西口 慶応大学・宮原南 綾瀬車庫	綾瀬車庫 宮原南・慶応大学 湘南台駅西口
5			50		
6			10 30 50		20 55
7		30	10 25 45	40	35
8		30	10 40	30	25
9		30	40	10	15
10		30	40	00 50	00 50
11		00 30	10 40	40	50
12		00 30	40	40	50
13		30	10 40	40	50
14		00 30	10 40	40	50
15		00 30	10 40	40	50
16		00 30	10 40	40	50
17		00 30	10 40	40	25 50
18		00 30	10 40	10 40	50
19		00 30	10 40	40	50
20		00 30	10	40	50
21		00 30	00	40	
22		00 30			
23					
24					
便数		27便	30便	17便	18便
備考	この時刻表は、便数を規定するもので、出発時間については、目安という扱いになります。				